

【研究ノート】

高齢寡婦世帯の年金受給と家計状況に関する考察

Studies of Pensions Received and Economic Status of Elderly Former Single Mother

張 思銘（北海道大学大学院教育学院博士課程）

要旨：

本研究の目的は、母子世帯の母本人の高齢期（以下、「寡婦」とする）の生活状況及び課題について明らかにすることである。具体的には、寡婦の年金受給状況、並びに年金と組み合わせたお金の「やり繰り」から生活状況を明らかにし、生活課題を提示する。その結果として、以下の諸点が確認された。①寡婦世帯は年金だけで生活を送れない。②高齢期においても、就労を余儀なくされるものが多く、ワーキング・プアの状態が続いている。③稼働能力・ストック・子どもの扶養がない場合は、年金のみに頼った生活を余儀なくされ、年金が低額の場合には、生活保護を受ける必要も出てくる。④子に扶養されるとは限らず、子を扶養する寡婦も多い。

Key words： 高齢女性の貧困、高齢寡婦世帯、ライフコース、年金、家計

I はじめに

(1) 研究の目的と問題の所在

本研究の目的は、母子世帯の母本人の高齢期（以下、「寡婦」とする）の生活状況及び課題について明らかにすることである。具体的には、寡婦の現在の年金受給状況、並びに年金と組み合わせたお金の「やり繰り」から生活状況を明らかにし、高齢寡婦の生活課題を提示する。

近年の母子世帯に関する研究は、「子どもの貧困」の視点から、子育ての担い手である母親としての女性の貧困を可視化しようとしている。しかし、子育て後の母本人を対象とする研究は蓄積が少ない。高齢寡婦世帯に注目する理由は以下の二点である。一つは、子育て期の母は子育てと両立するために、時間の調整が利きやすい非正規雇用を選び、賃金が少なく、貯金を始めとする老後準備が不十分なことにある。母子世帯の母は、一度退出した労働市場に、子育てと両立が可能な形で再参入することに困難があり、貧困のリスクも高い（湯澤 2018）。また、日本

の母子世帯は、就労率が高い一方、非正規雇用率も8割以上で、多くの場合はワーキング・プア状態にある。

もう一つは、子育て後の母は社会保障の対象から漏れやすいことにある。ケアを担う女性は労働市場において不利を負っているが、特に、母子世帯の母はひとり親としてより多くの不利を負う。しかし、末子が成人（ないしは18歳）になった母子世帯は、母子世帯向けの制度が利用できなくなり¹⁾、他の社会保障制度上の優遇もなくなる²⁾。母子福祉政策は、歴史的にも子どもを中心に設計されてきたため、母本人に重点が置かれておらず、母である女性自身の福祉が見過ごされがちである（吉中 2018b）。とりわけ、子育て後の母への「切れ目のない支援策は未整備なままである」（湯澤 2018）。

それゆえに、寡婦は経済的不利を抱えており、高齢期の生活の質への影響が深刻である（大矢 2018）。このような背景に基づき、子育て後の母本人の高齢期に注目し、「母子世帯から寡婦世帯へ」関心を移して研究することが重要である。

以上の問題意識を踏まえて、本研究は、高齢寡婦世帯の生活状況及び課題を明らかにすることが目的とする。具体的には、実際の年金受給状況、並びに年金と組み合わせたお金の「やり繰り」の様子を分析していく。

(2) 先行研究

高齢者の貧困問題をジェンダーの視点から捉える先行研究は一定の蓄積がある(阿部 2018、稲垣 2018)。高齢期は女性のライフコースの中で、最も貧困リスクが高い時期である。高齢期の貧困を緩和する制度として、公的年金が重要な役割を果たしている。しかし、現行の公的年金制度は、男性稼ぎ手がいる世帯を標準モデルとして想定されている。ひとり親世帯や共働き世帯が増えることにより、現在の年金制度で対応しきれない問題が起きている。その中で、よく指摘される問題は、女性が結婚出産等で退職することで勤務年数が減少し、被用者年金の加入期間が相対的に短くなることである。そのため女性、特に母子世帯の母は年金加入において不利な立場にいる(高木 2009)。

女性の年金額は就労状況よりも、むしろ配偶者関係によって大きく異なる。婚姻中の女性の場合、年金額の低さが見えにくい。吉中(2018a)は妻と夫の経歴別に世帯の年金受給額を考察した。結果として、夫婦二人世帯の年金受給額は夫の就労状況に大きく影響される。夫婦で高齢期を迎え、男性が現役時代に正規労働だった場合は、2人分の年金として世帯内で合算されるため、女性一人の年金の低さが見えにくい。しかし、女性が離婚等により単身で老後を迎える場合は、公的年金は低位となる。

また、単身女性の高齢期貧困に関する研究にも一定の蓄積がある(藤森 2018、山田ら 2011)。濱本(2019)は「国民生活基礎調査」(2013 年)を用いて、配偶者関係別に高齢単身女性の貧困リスクを統計的に考察した。結果として、「離婚・死別の単独世帯にいる」65 歳以上の女性の貧困率は、有配偶者の 3 倍以上であることが分かった。また、離別女性の等価年金所得は有配偶女性の半分以下であり、単身世帯の女性が高齢期に貧困に陥るリスクが高い。このことから、

離別・死別した寡婦の高齢期貧困が想定される。

しかし、ひとり親として子育てしながら仕事した経験のある母子世帯の母が、どのような老後生活をしているのかに関する実証研究の蓄積が少ない。数少ない研究のうちの一つは、当事者団体であるわくわくシニアシングلز(2017)³⁾による、中高年齢シングル女性の生活状況に関する量的調査がある。この結果から寡婦世帯の生活状況を概観する。まず、50 歳以上の母子世帯の母 279 人のうち、子と暮らす女性 148 人の結果では、就労率は 8 割を超えている。また、「暮らしの見通し」に関連して、「就労収入を除いて、貯金や年金だけで暮らしたら、今の生活が出来る期間はあとのくらいですか」への回答は、「5 年未満」が 6 割弱を占め、「10 年以上」は 14.5%のみであった。高齢期以降にも、ワーキング・プア状態が続くと感じていることが示されている。次に、65 歳以上のシングル女性 148 人(有子・無子とも)の結果では、年金額は月額 5 万円未満 8.3%、5 万円～10 万円未満 40%である。年金月額 10 万円未満が、半分近くになっている。

このほか、田中(2019)は寡婦世帯を対象に行ったアンケート調査の結果に基づき、貯金なしが 3 割以上と指摘している。特に、年齢が低く、死別以外の寡婦の方が貯金なしが多い傾向がある⁴⁾。二つのアンケート調査を通して、寡婦世帯はワーキング・プア状態が継続し、年金額が少なく、貯金が少ないといった厳しい経済的状況が見られる。

以上のことを踏まえて、本論文では、質的調査から、寡婦世帯の経済的状況を年金受給とお金の「やり繰り」から検討する。

II 調査説明と分析枠組み

(1) 調査概要と調査協力者の基本属性

本研究が用いるインタビュー調査データは以下のように得られた。X 市の母子福祉団体 Y に協力の依頼をし、所属している会員 16 人を紹介してもらった。一人当たり約 1 時間半の半構造化インタビュー調査を実施した。調査協力者は、現在年金を受給しており、かつ過去にひとり親として子育てしながら

就労した経験のある寡婦世帯の女性である。現在年金受給し、要介護の状況にはない。調査内容は以下の三つである。①寡婦本人の現在：年金受給状況、現在の家計のやり繰り状況、②寡婦本人の過去：職歴・年金加入歴、③お子さんのこと：子の現在の生

活状態、子との関わりである。調査期間は2019年の10月中旬から11月末日である。なお、調査の実施にあたり事前に「北海道大学教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査」の承認を受けた。

表1は調査協力者の基本属性である。

表1 調査協力者の基本属性（年金額順）

協力者 ①	年齢	健康 状況	年金 額②	就労収 入③	就労状況④	住い		
						住宅状況	同居人	家賃⑤
Nシ	70 後半	健康	13	—	—（60 歳、定年退職）	持ち家	独身の子	子支払
Pシ	70 後半	健康	12.1	3	パート・支援員、たまに	賃貸	別居の子	8
Kシ非	70 前半	健康	11.8	7	パート・清掃、週 5 回×3h	持ち家	離婚の子	0.6※
Aリ	60 後半	健康	10.3	3.5	パート・清掃、週 2 回×3h	持ち家	独身の子	0.7※
Jシ	70 前半	通院	10.1	0	—（65 歳、定年退職）	持ち家	一人暮らし	0
Lシ非	80 前半	持病	9.9	—	—（65 歳、定年退職）	持ち家	一人暮らし	0.3※
Iリ	70 前半	健康	9.7	3.6	パート・キッチン・週 2 回×4h	公営住宅	一人暮らし	2.6
Fリ	70 後半	健康	9.5	—	—（60 後半まで、心身の疲れ）	持ち家	一人暮らし	1※
Oシ非	70 前半	通院	8	7	パート・清掃、週 5 回×5h	賃貸	独身の子	子支払
Hリ	60 後半	持病	7.6	6	パート・清掃・週 4 回×3.5h	公営住宅	独身の子	1.1
Cリ	70 前半	通院	7.3	—	—（60 後半まで、膝の具合）	賃貸	一人暮らし	3.6
Mシ	70 後半	通院	7.1	—	—（65 歳、定年退職）	持ち家	独身の子	子支払
Eリ	70 後半	通院	6.5	—	—（70 後半まで、手の骨折）	公営住宅	独身の子	4.2
Dリ	70 前半	通院	5.6	7.5	パート・事務とレジ、週 4 回	賃貸	一人暮らし	4.9
Bリ	60 後半	通院	5.5※	15	パート・介護、週 4 回×8h	賃貸	一人暮らし	5.2
Gリ	70 後半	通院	1.3	—	—（去年まで、委託なくなる）	賃貸	一人暮らし	4

注：①「シ」は遺族年金を受給している死別者。「シ非」は遺族年金非受給の死別者。「リ」は、離別者のことを表す（以下同じ）。調査協力者が現在受けている年金の種類や生活歴の違いを表すために、離別か死別かを表示している。

②「年金額」は介護保険料を引いた後の金額である。月額で、単位は万円。※Bリは70歳まで掛け続けており、表に記載している金額は現在受けている年金額である。

③「就労収入」は月額で、単位は万円。

④「就労状況」について、「—」とは現在就労していないことを表す。()の中で、退職年齢と、退職の原因を明記している。

⑤「家賃」について、※は持ち家の固定資産税の月額を表す。

調査協力者16人（死別9人、離別7人）は年齢が60代後半～80代前半である。その中、60歳代が3人、70歳代が12人、80歳代が1人である。健康状態は、全員良好で、「健康」か「お薬貰い」の通院を

している程度である。

年金の月額については、最高が13万円で、最低が1.3万円である。そして、現在の就労状況に関しては、「就労している」のが8人である。この8人の年

齢は 60 代後半から 70 代前半に集中している。「就労していない」の 8 人のうち、4 人が健康や失業等、やむを得ない原因で仕事を辞めるまでの期間、「働けるまで働いていた」。他の 4 人は死別者で、定年退職後に就労した経験がない。

住居については、持ち家が 7 人、賃貸が 6 人、公営住宅が 3 人である。また、子⁵⁾と同居しているのが 8 人である。

(2) 分析枠組み

近年、貧困問題を考察する際に、ライフコース・アプローチが用いられることがある (WBG, 2018)。このライフコース・アプローチにおいては、貧困を一時的な生活状態ではなく、中長期的に捉え、それによって、貧困の累積的な性質を見出そうとする。各ライフステージの貧困の原因と結果を探り、複合的な困窮状況や課題の個人への影響を検討しようとするのがこのアプローチの特徴である。本研究はこのアプローチを参照し、母子世帯の母の高齢期の経済状況を描こうとする。現在の高齢期の状況だけではなく、過去の子育て期とミドル期のことも遡って考察し、ライフコースを通じての経済的不利に関する累積性とその結果を明らかにする。

具体的には、高齢期の寡婦の経済的地位を明らかにするにあたり、現在の年金額、年金と組み合わせたお金の「やり繰り」の二つについて考察する。それぞれについて、現在の状況を明らかにする上で、過去の子育て期とミドル期を振り返りながら、現在の状況に至る原因と条件を探る。それにより、ケア役割・就労市場・社会保障の三つの場面における、ライフコースを通じた経済的な不利の累積性を考察することができる。

詳細な分析は、以下の流れに沿って進める。第一部は、年金受給について考察する。現在の額に至る経緯、及び年金に対する本人の思いと工夫の二つの部分から考察する。

第二部は、年金と合わせたお金の「やり繰り」の様子を見ていく。本研究の「やり繰り」とは、「年金を中心としたお金をどのような形で使い、生活を成り立たせているのか、及びその際の工夫」と定義す

る。

まず、年金と収入源⁶⁾の構成に基づき、調査協力者を「年金+就労収入」、「年金+ストック」、「年金+子の扶養」、「年金+生活保護」、「年金だけ」の五つの類型に分ける。そして、各類型について、①現在に至る経緯と条件、②年金と組み合わせたお金の「やり繰り」の様子について、支出の状態、生活のどの部分を我慢したのか、家計に対する悩み等から考察する。最後に、今回の調査結果からの考察をまとめる。

Ⅲ 年金受給の詳細

この節では、まず今回の調査協力者の年金受給状況を確認する。具体的には、年金受給年齢、年金額等の年金受給状況、年金への思いからまとめる。

(1) 年金額と現在に至る経緯

総務省統計局 (2020) の家計調査⁷⁾によると、65 歳以上の高齢単身女性世帯の一か月の平均消費支出は 146,036 円である。また、日本年金機構によると、夫婦二人世帯の老齢基礎年金の標準額は 220,724 円で、単独世帯の等価モデル年金が 156,075 円である⁸⁾。表 2 に示した通り、今回の調査協力者の年金額は、すべて平均消費支出以下であり、単独世帯の等価モデル年金にも満たない。月額が 10 万円を上回るのは 5 人で、A リ以外はすべて死別者である。月額 6.6 万円～10 万円の範囲が 7 人で一番多い。月額 6.6 万円

(X 市の国民年金満額) を下回るのが 4 人で、全員離別者である。この 4 人の中で、3 人は厚生年金も受給しているが、総額が国民年金満額を下回る。また、遺族年金受給者の J シ・M シ・N シ・P シの 4 人は、10 万円以下が 1 人いるものの、いずれも国民年金満額より高い。遺族年金を受けることで、年金額が相対的に安定していることが見えた。

年金受給前の労働市場における不利として、転職回数から現在の金額になる原因を簡単にまとめる。表 2 において、「10 万円以上」である 5 人のうち、4 人の死別者はいずれも安定した仕事に 20 年以上従事していた。離別の 1 人は、経理の資格があるため、

表2 年金受給に関する基本状況と転職回数（年金額順）

協力者	年金額 ^①	母子世帯になった時期 ^②	年金受給年齢 ^③	年金の種類	転職回数 ^④
N シ	13	30 代後半	65	遺族年金＋厚生年金	0
P シ	12.1	30 代前半	60	遺族年金＋厚生年金	1
K シ非	11.8	30 代後半	65	国民年金＋厚生年金	0
A リ	10.3	20 代後半	60	国民年金＋厚生年金	4
J シ	10.1	30 代後半	65	遺族年金＋厚生年金	1
L シ非	9.9	40 代前半	60	国民年金＋厚生年金	1
I リ	9.7	30 代後半	62	国民年金＋厚生年金	2
F リ	9.5	40 代前半	69	国民年金	0
O シ非	8	50 代前半	65	国民年金＋厚生年金	3
H リ	7.6	30 代前半	65	国民年金＋厚生年金	2
C リ	7.3	30 代前半	60	国民年金＋厚生年金	2
M シ	7.1	30 代前半	65	遺族年金	1
E リ	6.5	30 代前半※	65	国民年金＋厚生年金	3
D リ	5.9	40 代前半	60	国民年金＋厚生年金	4
B リ	(5.5)	40 代後半	(70)	国民年金＋厚生年金	1
G リ	1.3	50 代後半	70	国民年金	1

注：①「年金額」は介護保険料を引いた後の金額である。月額で、単位は万円。また B リは現在年金を受けながらかけ続けており、() の中は現在受けている年金額である。なお、X 市の国民満額は月額 6.6 万円である。

② ※は別居を始めた時期である。

③「年金受給年齢」は満額の受給年齢である。() の中は B リの受給予定年齢である。

④「転職回数」は、母子世帯になってから、年金を受給するまでの転職回数を表す。

4 回転職したが、約 30 年間正規雇用されていた。また、「6.6 万円～10 万円」の 7 人は転職回数がやや多くなる。そのため、ひとり親として子育てしながら従事した仕事が不安定であったことが考えられる。加えて、母子世帯になる時期も 40 代と 50 代になる事例があり、母子世帯になってからの期間がやや短くなる。結婚している間に夫に扶養され、国民年金のみ加入したため、現在の年金受給額がより少なくなる。更に、「6.6 万円を下回る」4 人は、E リと D リの転職回数が多く、仕事不安定であった。また、B リと G リの転職回数が少ないが、母子世帯になる時期が 40 代と 50 代後半であり、母子世帯になってからの期間が短かったた

め、年金が低額になる。以上を通して、転職回数が多く不安的な職歴、母子世帯になったからの期間が短いこと、更に、安定した遺族年金がないことは、母本人の高齢期の年金受給に対しても影響が大きい。また、本人たちは年金額が少ない理由に対して以下のように述べている。

D：「何も貯金ができないですよ、子が小さい時にはね、保育園の送り迎えに間に合うような仕事で、土曜日はともかく、日曜日や祝日だったら、のところを探したら、最低賃金でしか働けない。…給料が少なかったから、(年金の) 金額少ない。」

D は子育て期に子育てとの両立ができるように最低賃金で働いたため、高齢期の年金の金額が少ない。そのため、老後のための貯金もできず、現在も仕事をせざるを得ず、ワーキング・プア状態が老後まで続いている。

G：「結局、息子が大学に行っている時に、免除してもらっていたから、自分でかけていなかった分、少ないから。…私は払いに行ったんですよ、年金10年間（未納）はどれくらいあるかって。だけど三ヶ月過ぎていたね。それで、ダメだったんだね。」

G は子の大学進学のため、お金を子に優先して回し、自分の年金保険料支払い免除の手続きを長期間にわたり取っていた。母子世帯の支援は子どもの高校卒業までで、大学進学までサポートしていない。ここでは、子が進学した場合に母本人にとっても、後の人生にも深刻な影響を及ぼすことがGの事例を通して見られた。

(2) 年金受給状況に対する思いと工夫

今回の調査協力者は、現在の年金額に対して、全員が「金額が少ない」、「足りない」と感じている。例えば、年金額が10万円以上のJシ、6.6万円～10万円のMシとOシ非、一番少ないGリのいずれも年金だけでは生活ができないと述べた。

Jシ：「（年金は）多少はお役には立っていますよね、でも、お小遣いですよ。100%じゃ、生活ができていないよ。」

Mシ：「結局自分一人じゃ、生活できませんよね、年金がないから。」

Gリ：「仕事がなくなって、年金も少ないし、ほんとにどうしようもなく。」

J・M・Gにとって、年金は「お小遣い程度」、「生活ができない」、「どうしようもない」というように、年金だけでは生活が成り立たず、生活に必要とされ

るものを十分に購入できない状態である。

Oシ非：「やはり、年金だけで暮らせない。贅沢もしない、人と交際もしないで、じっとしていれば、その中でいけるのよね。食べるものだけで。余裕がない。」

Oシ非にとって現在の年金受給額は、「食べるものだけ」には足りるが、交際費支出ができなく、生活の「余裕がない」金額である。

以上、年金に対する二種類の思いがある。そもそも生活ができない人、または、食費が賄えるが、交際費や娯楽費を賄うことはできない人がほとんどであった。いずれの思いも、老後生活には「余裕がない」と感じられている。

また、少ない年金を増やすために、年金受給年齢を遅らせる等の工夫をした寡婦もいる。表2によると、5人が60歳、7人が65歳で年金受給を開始している。一方、Bリ（予定）、Gリが70歳で、Iリが62歳、Fリが69歳で年金を受給した。この4人は年金受給開始年齢を遅らせていることになるが、その理由について、Fリは以下のように述べた。

Fリ：「国民年金も払えなくて、何年間も免除を受けていた。そして、払えるようになってからは、満額ではないでさ、…普通は60歳からもらえるよね、それをね、寝かせたんだわ、ちょっと増えるということになって。だが、68くらいから、（仕事が出来なくなり）、私の生活が大変で、それで、国民年金だけを69からもらえるようにしたんだわ。」

4人ともFリのように現役時代に国民年金に加入する余裕もなかった。現役の時に年金を掛けた金額が少なく、年金保険料の不足を補うため、65歳以降に「掛けられるまで掛ける」戦略を取った。結果として、Iリ、FリはX市の国民年金満額を上回り、10万円近くの金額になる。

一方で、Gリは増額にはならず、現在は生活保護を受けている。現役時代に自分の年金保険料を払う

ことを後回しにした場合は、このように年金額が極めて低くなる可能性がある。

Ⅳ お金の「やり繰り」—収入形態別に考察

ここまで見たように、多くの調査協力者は「年金が足りない」と評価している。この状況において、年金以外の収入をどのように捻出し、どのようにお金を使っているのかについて、以下、確認していく。

表3 収入の組み合わせの類型

世帯類型 収入の 組み合わせ類型 ^①	単身世帯	同居世帯
年金+就労収入	Bリ、Dリ、 Iリ	Aリ、Hリ、K シ非
年金+ストック ^②	Cリ、Jシ、 Lシ非	Nシ
年金+子の扶養 ^③	—	Eリ、Mシ、P シ、Oシ非
年金だけ	Fリ	—
年金+生活保護	Gリ	—

注：①収入の組み合わせの類型に区分する基準は、調査協力者自身の申告である。例えば、「ほぼ年金だけ」と回答した人は「年金だけ」のグループにする。

②「ストック」の中には貯金、不動産収入が含まれる。

③「子の扶養」とは、同居世帯において、子が世帯主であり、子の扶養に入っていることを意味している。

調査協力者16人を、家計の収入源の組み合わせに基づき、五つの類型に分けた(表3)。それは、「年金+就労収入」、「年金+ストック」、「年金+子の扶養」、「年金+生活保護」、「年金だけ」である。

以下、まず、各類型になる経緯・条件について、事例から確認する。特に、それぞれの経緯・条件に関連して、ケア役割・労働市場・社会保障の三つの側面において、前のライフステージに累積されたものが何かをまとめる。

そして、現在のお金の「やり繰り」の様子を確認する。具体的には、支出内容は何なのか、どの部分

を我慢しているのか、家計に関する悩みは何なのかについて、事例を用いながら分析を進める。なお、岩田(1989:105)は子と同居の有無によって、「老後生活費」の支出における子と共同する部分が大きく変わると指摘した。本研究は子と同居がどのように寡婦世帯の家計に影響するのかを把握するため、同居世帯と単身世帯に分けて考察を行う。各類型の生活状況は表4の通りである。以下事例の提示の際はアルファベットのみとする。

(1)「年金+就労収入」の場合

このグループには6人(離別5人、遺族年金非受給の死別者1人)がいて、人数が一番多い。年齢は60歳代後半から70歳代前半に集中し、相対的に若く、まだ働く体力がある年齢帯である。就労状況は全員パートで、体力の必要な「清掃・介護・キッチン・レジ」等の職種である。合計収入は、高齢単身女性世帯の一月平均消費支出(146,036円、総務省統計局2020)に近いが、超えている。しかし、今後の加齢とともに、体力等の制限で仕事の継続ができなくなり、収入を失う可能性も高い。

1) 現在に至る経緯と条件

①単身世帯

B、I、Dが退職後に仕事する理由は、「年金が足りない」ことや「貯金がない」からである。また、持ち家がなく、家賃も高い故に、就労が重要である。子育て期を振り返って、その理由について本人は以下のように述べている。

D:「(仕事する理由は)年金だけじゃ、食べていけない。…貯金もできないし、子が小さい時にはね、保育園の送り迎えに間に合うような仕事で、…、最低賃金でしか働けない。」

Dはケア役割と両立するために、長い期間最低賃金で働くしかなかった。現在貯金が無く、年金も少ない。その結果、老後には自分の年金で「食べていけない」、「貯金ができない」ため、現在の就労収入が極めて重要である。子育て期の労働市場における

表4 収入の組み合わせの類型ごとに見た生活状況

収入の 組み合わせ の類型	年齢	協力者	就労状況 ^①	収入（合計金額順） ^②			支出 ^③ 家賃	住宅状況	世帯 類型
				年金 額	就労 収入	合計			
年金＋ 就労収入	60 後半	B リ	パート・介護、週 4 回×8h	5.5	15	20.5	5.2	賃貸	単身
	70 前半	K シ非	パート・清掃、週 5 回×3h	11.8	7	18.8	0.6*	持ち家	同居
	60 後半	A リ	パート・清掃、週 2 回×3h	10.3	3.5	13.8	0.7*	持ち家	同居
	60 後半	H リ	パート・清掃・週 4 回×3.5h	7.6	6	13.6	1.1	公営住宅	同居
	70 前半	I リ	パート・キッチン・週 2 回×4h	9.7	3.6	13.3	2.6	公営住宅	単身
	70 前半	D リ	パート・事務とレジ、週 4 回	5.6	7.5	13.1	4.9	賃貸	単身
年金＋ ストック	70 後半	N シ	—（60 歳、退職）	13	貯金		0	持ち家	同居
	70 前半	J シ	—（65 歳、退職）	10.1	不動産		0	持ち家	単身
	80 前半	L シ非	—（65 歳、退職）	9.9	貯金		0.3*	持ち家	単身
	70 前半	C リ	—（60 後半、膝の具合）	7.3	貯金		5.2	賃貸	単身
年金＋ 子の扶養	70 後半	P シ	パート・支援員、たまに	3	12.1	15.1	8	賃貸	同居
	70 前半	O シ非	パート・清掃、週 5 回×5h	8	7	15	3	賃貸	同居
	70 後半	M シ	—（65 歳、退職）	7.1	0	7.1	0	持ち家	同居
	70 後半	E リ	—（70 後半まで、手の骨折）	6.1	0	6.1	4.2	公営住宅	同居
年金だけ	70 後半	F リ	—（60 後半、心身の疲れ）	9.5	0	9.5	1*	持ち家	単身
年金＋ 生活保護	70 後半	G リ	—（70 後半、委託なくなる）	1.3	10	11.3	4	賃貸	単身

注：①「就労状況」に、「—」とは現在未就労を表す。() の中は、退職年齢と、退職の理由を明記している。

②「収入」は月額で、単位は万円。年金と就労収入だけ把握できる。

③「支出」はは月額で、単位は万円。今回の調査では「家賃」だけ把握している。※が持ち家の固定資産税の月額を表す。「0」になる N シと M シは家賃が子負担である。J シは家賃が不動産の収益で相殺するため「家賃がない」と述べている。

不利を負い、貯金をする余裕がなくなり、また比例報酬が低いまま、払う年金保険料が少ない状態が高齢期まで累積し続けた。結果として、D は働くことができない場合には、生活保護を受けざるを得ない。

②同居世帯

K、A は持ち家で、H は公営住宅に住んでいる。同居人は、A と H が独身の子、K は子と孫である（K の子は離別している）。この 3 人はいずれも家計の「大黒柱」で、家計を維持するため働き続けている。それは、子の就労状況が不安定であることや、「子に貯金させたい」等の理由がある。

K：「いま娘がね、離婚して、孫と一緒に住んでいるのです。だけどもう、娘うつ病で、パートしか働けなくて。そうしたら、ほとんど私が払っている。年金だけじゃどうしようもなく、働かなきゃって。7 万ぐらい、いまお給料もらって、それ全部娘たちに行っているのさあ。健康だからいいけど、…80 過ぎまで働かなきゃと思って。」

H：「皆は死ぬまで働かなきゃいけない、私みたい母子家庭の人ね。余裕がないというか。」

3 人とも、実質的に子を扶養している。K は子が病気で稼働能力に支障が出たために、年金と就労収入で子と孫を養わなければならない。このように、生活費節約のために、子がやむを得ず、母と同居することとなった。しかし、貯金も年金額も少ない寡婦は、成人の子を扶養することに対応する経済的能力が限られ、就労せざるを得なくなる。

以上のように、「余裕がない」状態が継続している中、「ケア役割」を担い続けることが、寡婦の高齢期の生活に影響を与えることが見られる。

2) お金の「やり繰り」

①単身世帯

D:「(就労収入と) 年金と全部合したら、12 万前後くらいで暮らしていますけど。年金は 5 万 6 千円くらいでしょう、それに働いた分で、だいたい 7 万くらいあるから、月に 12 万円くらいから、生活保護費と大した変わりがない。…年金が家賃だけで何もなくなる、光熱費までも出ないですもん。どうして食べていくことになるでしょう。どうしても、食費分は働かなければならない。冬になったら、燃料費もいるし、だから、何も貯金ができないですよ。」

D は子育て期から現在まで貯金をする余裕がなかった。現在は年金と就労収入で月に 12 万円の家計収入で生活し、「生活保護費と大した変わりがない」状態である。具体的な支出面では、家賃と光熱費だけで年金の 5.6 万円がなくなり、冬季の燃料費や食費は就労収入の 7 万円で賄っている。そのため、D は「年金だけじゃ食べていけない」状態で、仕事ができなくなると、生活保護を受けるしかない。

②同居世帯

K、A、H は、持ち家や公営住宅に住むために、賃貸よりも家賃負担が小さい。しかし、3 人とも子を養い、家計のやり繰りをしなければならない。

A:「今は子と一緒に生活している。でもね、あの人の収入が少ないので、(子は) どんどん自分

のことにしか使いません。うちにお金を入れることは、たまに、一万ぐらい借りるみたいな。」

H:「そうですね、お財布が一緒に、どっちかというと、私の方が食べさせているんじゃないのかな。雑貨品は買ってくれるけど、私は家賃を払って、全部、公共料金を全部している。」

K:「娘うつ病でパートしか働けなくて、6 万くらいだけ。そうしたら、ほとんど私が払っているよ、生活が。そうしたら、年金だけじゃ、どうしようもなく、働かなきゃ、7 万くらい、いまお給料もらって。それ全部、娘たちに行っているのさあ。」

3 人とも、住居費・公共料金・食費等の生活固定費⁹⁾はすべて母が賄っている。子が不定期的に、娯楽費・雑貨の形で、家計にお金を入れている。K は今回の調査協力者の中では年金額が高い方である。しかし、家計を支えるため、就労せざるを得ない。

制度上は、子が成人すると、母のケア役割も終わると想定している。しかし、今回の調査を通して、高齢期にも子の扶養をする事例も見られた。まるで、子育ての延長である。高齢期に実質的な子の扶養が継続する場合、寡婦は一生ワーキング・プア状態にある可能性がある。

(2)「年金+ストック」の場合

このグループに当てはまるのは 4 人(死別 3 人、離別 1 人)である。今回の調査協力者の中では年金額が高い層である(表 2)。死別者 3 人は退職した後に就労せず、離別者 C は体力の許す限り働いた。死別者は全員持ち家に住み、C は賃貸で、家賃が相対的に高い。ストックは、夫や自身の親から相続したものが多く、このほか、現役時代の貯金や退職金もある。

1) 現在に至る経緯と条件

①単身世帯

J・L・C の貯金は前のライフステージで累積されたストックもあり、それ以外の不動産は親から相続したものである。

L:「実家のアパートに住んで、30年間、毎月5万円が貯まっていたはず。それだと、一年間60万貯金できるでしょう。それを30年、1800万ね、一銭も家賃払っていなかったから。それをまとめたのは、(貯金が)3000万円くらいだった。自分の家がね、もともと、私の親が建てた家だから、それを私が相続して、…実家の方が売ったから、それで、今は自分のところで、家、マンションを買って。」

Lは親から相続した不動産があり、家賃支出がなく、仕事も安定したため、貯金ができた。それ故に、60歳で退職以降に働かず、高齢期の経済的状態も相対的に安定している。

②同居世帯

Nは現在、夫から相続した持ち家に未婚の子と住んでいる。子は仕事が不安定なため、Nの扶養に入って一緒に生活している。

N:「夫が亡くなった時に、生命保険が降りたので、4千万を34年前に。それを子の教育費と、老後の資金に貯金しといた。皆私立で、教育費がしんどかったんですね。…子は今一緒に暮らしていますけど、その子が(安定した)収入がないか、…私の扶養になっていたんで、そのままずっと外していない。」

Nは夫の生命保険で貯金ができが、子の教育費でその多くを使ったことがわかる。また、子は収入が不安定で、扶養を続けており、成人後も独立できていない状態にある。

2) お金の「やり繰り」

①単身世帯

ストックがある一方で、「いつ使い切るか」という不安も抱えている。Cは自分の親から相続した土地売買金から貯金ができが、使い切る寸前にある。

C:「食べるのは自分で全部作るの、最低限の食費ですね。その年金額で、やはり、食費で切り詰めていくしかない。家賃が仕方ないでしょう。光熱費もある程度仕方がないでしょう。だから、どこで抑えるかというと、食費で抑えないといけないので。」

Cは膝の痛みにより、仕事を辞めてから、月に7.3万の年金額と貯金の取り崩しで生活している。支出としては家賃の3.6万円に光熱費が固定費用であり、これらについては調整する余地がなく、「仕方がない」出費であると感じている。その代わりに、「食費で切り詰めていくしかない」ため、食費の支出を我慢している。また、貯金がどんどん少なくなり、これからの生活費に不安を抱えている。

②同居世帯

前述の「年金+就労収入」のように、Nは子と同居し、一家の「大黒柱」のように家計管理を行っている。

N:「今は年金と同居している子から貰うお金、後は貯金から引き出すね。…収入は26万、3人家族で。年金が13万くらい、子から6万、残りが貯金を引き出しで。食費が5万円、3人で。後は、電気代とか、光熱費、家の修理だとか、衣服類は自分の服とタオルとかが月に4千円くらいだから年間5万ない感じで、後は交際費ね。…夫が残した生命保険と、ちょっとした貯金を、80まで生きていくために、年間いくらで暮らせば、大体予算を立てて。けど、どんどん貯金が目減りして、80まで貯金が大丈夫かなと今不安です。」

Nは夫の生命保険の長年のやり繰りで、子たちを成人させ、老後資金もできていた。3人家族の家計収入の中で、N自身の年金と貯金の家計収入の7割以上を占めている。更に、家計のやり繰りもNが行い続けている。それは、子育て期の生活習慣の延長

だと考えられる。

(3)「年金+子の扶養」の場合

このグループには4人（離別1人、死別3人）いる。「子の扶養」とは、子が世帯主で、母が子の扶養家族のことである。それ故に、全員同居世帯である。

1) 現在に至る経緯と条件

このグループになるには、いくつかの条件がある。まず、現在子は、独身（又は夫と別居）で、寡婦と同じ市に在住し、正社員として、安定した収入があるなどの特徴がある。一方で、寡婦にはストックがなく、単身での生活が成り立たない事情もある。それに、母が子の扶養家族になれば、子に税制上の優遇もある等の理由で、E、M、P、Oは子に養われている。

M：「結局自分一人じゃ、生活できませんよね、年金がないから…貯金もないですよ、する余裕がないです。…やはりある程度扶養になった方が、娘も税金の方で助かるから。うちの子がね、結婚できるようなタイプじゃないのよ、仕事一本だから。」

Mの子が移動のない正規の仕事をし、また「結婚できないようなタイプ」であるため、これからの生活にも変化はないと考えられている。しかし、子の生活の状況が変われば、本人の生活に変化をもたらす可能性もある。このように現在の生活にはある程度、安定しているように見える部分もあるが、不安な部分もある。

E：「もし、（子が）結婚するとしたら、やはり、向こうに行っちゃうのかな。私は一人になるから、寂しいですよ、慣れたところに住みたいですよ。」

Eは子が未婚で、結婚に伴う移住もあるかもしれないが、E自身は一緒に行きたくないため、今後の生活に変化がもたらされる可能性が高い。

前述の子と同居する寡婦の中にも、子を扶養する状況が生じて、それが不利の累積につながる。逆に、母は扶養され不利が累積せず、子との関わりが支えにもなり得る。

2) お金の「やり繰り」

このグループは、年金額が少ない上に、貯金がない為、生活費のすべてを子が負担している。母本人の年金や就労収入で、自己裁量できる部分があり、自分の「趣味」にお金を使い、生活に余裕がある。

M：「今は家賃とか、電気代とか、そういうのは一切子が払ってくれるので、私は自分の生活だけの、食べることと自分の趣味に自分の年金を使っている。外食に行っても、私は一切払いません。それで、たま旅行に連れて行ってもらってから、全部子持ちです。自分は自分のお小遣いだけで。」

Mは現在年金額が7万円程である。家賃と光熱費等の生活固定費は子が負担し、食費は子と合わせて、生活している。年金は「自分の趣味に使っている」。このグループに限り、「余裕がある」と語った事例がある。

(4)「年金だけ」、「年金+生活保護」の場合

前のライフステージに累積されたストックもなく、就労が出来なくなり、子の扶養も難しい場合は、年金額が相対的に多ければ、「年金だけ」で生活をするが、低額であれば「生活保護」を受けざるを得ない。各グループに該当するのは1人ずつで、この2人はいずれも単身世帯の離別者である。

1) 現在に至る経緯と条件

FとGは仕事が出来なくなるにつれて、家計収入の源泉に変化があった。Fは仕事を辞めた年齢と理由について、以下のように述べた。

F：「もう、68（歳）で他の人に気を遣うのが嫌で、心身とも。（仕事を辞めたため）私の生活が

大変で、それで、国民年金だけをもらえるようにしたんだわ、70（歳）まで寝かせなかった。」

Fは現在持ち家で一人暮らしをし、60歳代後半に仕事を辞めて以来、年金だけで生活をしていた。自営業をしていたため、60歳代後半から心身の疲れにより、仕事を辞めた。元々、現役時代に猶予した年金保険料は70歳まで払い続けるつもりだったが、仕事を辞めてから国民年金を受給し、生活費も年金だけになっていた。

Gは子の教育費に支出のために、自分の年金に回せるお金がなく、年金の支払を免除した期間が長かった。その為、年金額が少なく、生活保護で生活している。

G：「仕事がなくなって、ほんとにどうしようもなく、今は国の世話になっています。(年金は)結局息子が大学に行っている時に、免除してもらっていたから、自分でかけていなかったし、少ないから。」

Gは生活保護を申請するにあたり、持ち家の子名義に変更し、賃貸住宅に引っ越し、一人暮らしをしている。在宅の仕事を続けていたため、厚生年金の対象ではなく、また、国民年金の免除の期間も長く、年金額が少ない。しかし、最近になって仕事を辞めることとなり、生活保護の受給を開始した。子の大学進学のために、お金を子に回したこともあって、自分の年金を長く免除していたため、現在の年金額が少なくなっている。

2) お金の「やり繰り」

収入源が年金だけのFは、現在の家計状況について以下のように述べている。

F：「生活費は年金だけで、きちんとしているからね、だらしないうちはしていない。この中で、やり繰りできるから。今も固定資産税は多くて、(年間)12万以上ある。一か月の1万の家賃(に相当する)。それでやり繰りしている。」

Fはこの他の詳しいやり繰りを述べていないが、年金だけでの生活について「きちんとしている」、「だらしないうちはしていない」と述べている。持ち家の固定資産税は多く、月額換算で1万円になる。また、食材は田舎の知合いに送ってもらうことが多く、電気ガスを節約しながら、年金だけで生活している。

一方、Gは生活保護を受けながら、生活費を切り詰めている。

G：「国からもらえるの(生活保護)は、一ヶ月10万円くらいです。それに、家賃が4万円くらいかな、だから、生活できるのは大体6万円ですよ。だけど、その中から、電気代水道代、これから寒くなるから、灯油代、やはり2〜3万かかりますよね。だから、ほんとに、生活できるのは、3万円くらい。その中から、食費代をやり繰りします。だけど、私はお年寄りだから、そんなに食べられないからね。服はほんとに昔のもの、(自分の身に着ているものを指して)こんなのは全部自分で編んだんですよ。」

Gは一人で生活している。生活保護を受けているが、家賃・光熱費と食費等の生活固定費で使い切って、衣服類への支出を我慢している。

FとGはいずれも、限られた収入の中で、生活をしている。生活固定費以外の支出を我慢し、「ぎりぎり」の生活を送っている。

V 寡婦世帯の生活状況に対する思い

寡婦世帯の年金受給額が、夫婦二世帯より少ないことは先行研究において指摘されている(濱本2019)。寡婦は子育て期に労働市場で不利を負うことや、子育てへお金を優先的に回したことから、経済的な不利がライフコースを通じて累積され、高齢期の年金加入や貯金額に影響をもたらした。インタビューでは、自分の体験を踏まえて、寡婦世帯の生活状況に対する思いと要望が語られ

た。

D：「…（生活保護は）11万ちょっと出るよ。…私たちよりいいかもしれない。ほんとに、…医療費がたでしょう、これ（国民健康保険料）を払わなくていいんで。実際は、頑張って働いている人よりはいいはず。…実質的な中身が、生活保護の人はゆとりがあるかもしれない。」

Dは子育て期に最低賃金で働いたため、貯金が出来なかった。現在は、生活固定費の為に就労せざるを得ない。働けなくなると現在の年金額では生活できないため、生活保護を受けるつもりである。また、年金だけの生活との比較を通して、生活保護の方が「ゆとりがある」と考えている。しかしながら、Gの事例で確認されたように、生活保護での生活も様々な我慢を強いられる「ぎりぎり」のものである。

B：「年金をもらえるのは、せいぜい8万円くらい、掛けているのに、これくらい。だからさ、離婚だってそうだなと思わなかったからさ。…夫婦だったら、夫婦の合算収入があるし、寡婦はやはり一人じゃないですか、年金って2人分があるし、一人だったら一人しかないから。だから、収入に応じての寡婦控除とか、家賃の控除もあるのもいいんじゃないのかと思う。」

Bは年金を拠出しているが、最大月額8万円しか貰えないことについて、離婚後の生活に対する経済的不安を指摘した。寡婦世帯は夫婦二世帯よりも、年金受給額が少ないため、収入に応じた寡婦控除や家賃控除を望んでいる。

N：「本音を言えばね、…子を育てた親にはそういう（年金の上乗せ）をあってもいいんじゃないかなと思います。上乗せみたいに、ご苦労様みたいのはね、あってもいいんじゃないかな、寡婦世帯の親、ひとり親の年金ね。でも、そんなことを言ったらたかれますね。本音はそうだけ。」

Nは寡婦世帯としての経験を踏まえて、寡婦の年金額が少ないことへの解決策として、子育て中のひとり親に対する、年金の上乗せという要望を持っている。しかし、この「本音」を世間に発信すると「たたかれる」とも考えている。

VI 考 察

本研究は、年金受給と年金と組み合わせたお金の「やり繰り」から寡婦の高齢期生活を考察し、そこにおける課題を提示する。まず、年金と組み合わせたお金の「やり繰り」の特徴を確認した。寡婦世帯の高齢期の主要な収入源は公的年金である。年金だけが不十分な中で、ほかの収入源と組み合わせても、制約のある中で生活していることが見られた。

また、過去のことを振り返ってみることにより、ライフコースを通じての不利の累積という視点から、寡婦世帯の特徴は以下のように整理できる。

まず、労働市場における不利の累積である。元母子世帯の母であるがゆえに、子育て期においてはケア役割と両立せざるを得ず、働きの形態に制限があった。現在の年金に至る経過から、非正規雇用でありながら転職回数が多いことで、高齢期の年金額が低くなる可能性が高いことが分かった。

そして、「ケア役割」における累積である。制度上は、子が成人してから、母のケア役割も終わると想定している。しかし、「年金+就労収入」と「年金+ストック」の両グループの同居世帯のように、母は一家の「大黒柱」になり、成人の子を扶養し続けている事例も見られた。高齢期になっても、寡婦はひとり親として稼働役割と経済的な面の「ケア役割」を担うことが持続する可能性がある。

以上の結果から、寡婦世帯の女性たちは老後においても不利な経済的状況にあることが分かった。子育て期から高齢期にかけて、女性は「余裕がない」経済的状況を継続している。子育て期から高齢期にかけて、年金額が少ない、貯金ができにくい、ワーキング・プア状態が持続する等の課題が見られた。これは、現行のひとり親支援世帯制度が、子を中心

に作成され、子育ての担い手である女性本人の福祉より、女性の「母親役割」だけに対する支援を与えているからだと考えられる。母子世帯に対して、子への手当は勿論のこと、子育て役割を担う女性本人に、年金を上乗せする等の社会保障や税制上の優遇を与えるような制度についても考える必要があろう。今回の調査においては、死別者の年金額とストックが離別者よりやや高いことも分かった。これは、現在の年金制度をはじめとする税と社会保障制度の影響が考えられる。今後は、離別・死別の制度上の扱いも区別した上で、こうした制度設計が各自の具体的な老後生活に与える影響に関する分析も行いたい。

注

- 1) 児童扶養手当等支援策の利用期間が、子どもが18歳になる年度末日である。ただし、医療費助成制度の利用だけは末子が満20歳までである。
- 2) 税制上においては、扶養する子どもがいる場合は寡婦控除適用する。
- 3) わくわくシニアシングلز (2017) 『中高年シングル女性の生活状況アンケート調査』
<https://seniorsingles.webnode.jp/2020.7.26> (閲覧)
- 4) 本研究の関心(高齢期家計のやり繰り)と重なる「老後生活費」に関する研究についても確認しておきたい。岩田 (1989: 17) は子と同居の有無により変化する「老後生活費」の中、生活費の収入を年金等の社会保障収入、勤労・事業・財産収入、子世帯の収入の三つの部分に、生活の支出を、自身の裁量する生活費、同居家計から配分された生活費、同居家族と共通の生活費の三つの部分に分けた上で、既存の複数の家計調査の結果を再分析している。
- 5) 調査協力者のお子さん、すでに成人したため、以降「子」として称する。
- 6) 総務省統計局 (2020) の家計調査によると、高齢者世帯の実収入は勤め先収入、事業・内職収入、財産収入、社会保障給付、仕送り金、特別収入に分けて検討した。今回の検討においては、勤め先

収入を「就労収入」、社会保障給付を「年金」と「生活保護」、財産収入と事業・内職収入を「ストック」、送り金を「子の扶養」として扱って考察する。

- 7) 総務省統計局 (2020) 『家計調査 2019 年 (令和元年) 平均』
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/index.html#nen>, 2020. 7. 26 閲覧)
- 8) 日本年金機構 (2020) 「令和2年4月分からの年金額等について」
(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200401.html>, 2020. 10. 28、閲覧)
- 9) 本論文の「生活固定費」とは、食料、住居、光熱・水道、非消費支出(直接税、社会保険料等)を指す。調査協力者が述べる内容において、四つの項目が全部ではなくても、どちらかがでると、その部分の支出は「生活固定費」としてまとめる。厚生労働省 (2008) 『平成20年版 労働経済の分析—働く人の意識と雇用管理の動向』
(https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/08/d1/01_0003.pdf, 2020. 10. 28、閲覧)

文 献

- 阿部彩 (2018) 「再考: 高齢女性の貧困と人権」『学術の動向』23(5), 27-29.
- 藤森克彦 (2018) 「高齢単身女性と貧困」『学術の動向』23(5), 10-13.
- 濱本知寿香 (2019) 「配偶者との離死別と高齢者の生活状況 (特集 離死別と社会保障)」『社会保障研究』4(1), 20-32, 2019.
- 稲垣誠一 (2018) 「高齢女性の貧困化: 第3号被保険者制度の財政影響 (特集 年金と貧困)」『年金と経済』37(3), 50-58.
- 岩田正美 (1989) 『老後生活費—今日と明日』法律文化社.
- 大矢さよ子・湯澤直美編 (2018) 『シニアシングلز 女たちの知恵と縁』大月書店.
- 総務省統計局 (2020) 『2019 年 (令和元年) 度家計調査』.
- 高木さゆり (2009) 「女性の年金問題—母子世帯を中

- 心に『現代社会文化研究』(45), 19-36.
- 田中聡子(2019)「母子から寡婦への貧困の継承—寡婦調査を通して」日本社会福祉学会 第 67 回秋季大会報告資料(大分大学).
- わくわくシニアシングلز(2017)『中高年齢シングル女性の生活状況アンケート調査報告書』.
- Women's Budget Group (WBG, 2018)『The Female Face of Poverty』.
- 山田篤裕、小林江里香、Liang Jersey (2011
「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」『貧困研究』Vol. 7, 110-122.
- 吉中季子(2018a)「非正規労働と年金:女性を中心に」『貧困研究』(21), 47-60.
- 吉中季子(2018b)「母子世帯の貧困:高齢期への視点」『労働調査』(573), 20-24.
- 湯澤直美(2018)「子育て後の母子世帯の母たち」『学術の動向』23(5), 14-17.